

鹿足郡事務組合電気通信設備維持管理基本計画策定業務仕様書

1. 業務名

鹿足郡事務組合電気通信設備維持管理基本計画策定業務

2. 業務の目的

平成15年に旧日原町営として旧日原町エリアで石見地方最初のケーブル局として開局した。その後平成17年に旧津和野町エリアで供用開始し、同年の町村合併により新津和野町営として運営を開始。その後、平成23年の吉賀町でのケーブルテレビ共用開始に伴い、津和野町設備と一体的な管理運営を目的として、現在の鹿足郡事務組合（以下、組合という。）による運営となった。平成29年からは津和野町内のHFC方式の伝送路及び伝送設備をFTTH方式に更新。令和3年に全ての工事が完了した。

前途のとおり、これまでエリア拡張や設備の一部更新等を行ってきたが、人口減少に伴う加入者の減少は顕著なものがあり、今後将来にわたってどのように設備の維持管理を行っていくのか等の基本的な計画を策定し、効率的な運営と安定的なケーブルテレビサービスの提供を行うことを目的とする。

3. 業務対象区域

島根県鹿足郡津和野町及び吉賀町

4. 業務内容

以下の業務について、組合と協議の上、実施するものとする。

(1) 計画策定準備

計画策定に向け、組合と業務内容を確認し、業務計画書や業務スケジュール等を作成・提出する。

(2) ケーブルテレビ業界の動向調査・検討

ケーブルテレビ業界全体の動向を調査し、報告書にまとめる。

特に組合と同様に地方の公設公営のケーブルテレビ局の運営状況等をリサーチすること。その他、総務省の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」等による今後のケーブルテレビのあり方についての国の考えや、日本ケーブルテレビ連盟の方針等を調査・検証し、今後の組合の運営方針等の具体的な提案も行う。

(3) ケーブルテレビ設備の維持・更新基本計画

① 現状調査

計画策定に必要な以下の設備の現地調査を行い、整理する。なお、現況の設備の図面や資料の提供は可能。

- ・ケーブルセンター 1箇所
- ・サブセンター 3箇所
- ・受信点設備 5箇所
- ・共同ヘッドエンド伝送施設 2箇所
- ・伝送路設備 10箇所程度（箇所は協議による）
- ・引込、宅内設備 10箇所程度（箇所は協議による）

② 関係者ヒアリング

組合職員、津和野町役場CATV担当、吉賀町役場CATV担当、各種システムの保守業者等へ以下の項目を確認し整理する。

- ・現況の課題
- ・計画に対する要望
- ・その他、計画策定に必要なこと

③ 法的条件等の整理

- ・基本計画に係る法的条件整理
（放送法、電気通信事業法等）
- ・補助事業関係の法的条件整理
（総務省、国土交通省等）

④ 各種検討

- ・組合の財政状況、財源
- ・今後のケーブルテレビサービスの変化に対する設備の機能や配置、規模の検討。
- ・メンテナンス及び保守、維持管理費の検討。
- ・災害対策、耐震対策に関する検討。
- ・防災機能の強化に関する検討。
- ・事故発生時の事業継続に関する検討。
- ・脱炭素社会の実現に向けた設備や機能に関する検討。
- ・その他、計画検討に必要なもの。

⑤ 基本計画

令和7年度から令和16年度までの設備の維持・更新計画を策定する。計画は良好なケーブルテレビサービス提供の確保を前提に、組合や関係町への財政的影響も考慮した計画とし、設備等の規模や配置、将来的な維持管理の計画についてまとめ、計画の利点や課題を整理する。

また、各種設備の更新事業に係る概算事業費の算出と事業スケジュールも作成し、円滑な事業推進が可能な基本計画案を提案する。これらを評価し基本計画を決定する。なお、計画策定においては国土交通省の示す電気通信施設維持管理計画作成の手引きを参考にする。

⑥ 更新基本設計

採用された基本計画に基づき、令和7年度～令和8年度にかけて更新事業を実施する必要がある設備の基本設計を作成する。併せて、概算工事費の算出、工事工程、財源の検討を行う。

- ・基本設計図
- ・概算工事費計算書
- ・概略工程表
- ・その他、発注にあたっての提案等

(4) その他運営に関する提案書

採用された基本計画を基に、今後の運営に関する提案を行うこと。提案にあたっては、各種業界団体等へのヒアリングや先進地視察等を実施し、エビデンスを記載する。先進地視察にあたっては、組合職員も公費で同行する。

5. 履行期間

契約締結の日の翌日から令和6年12月27日（金）まで

6. 成果品

本業務の成果品として以下を取りまとめて提出すること。

- ・ケーブルテレビ業界の動向調査・検討報告書 2部
- ・ケーブルテレビ設備の維持・更新基本計画書概要版 2部
- ・ケーブルテレビ設備の維持・更新基本計画書 2部
- ・更新工事基本設計書 2部
- ・提案書 2部
- ・その他業務に係る関係書類（打合せ議事録等） 2部
- ・上記電子データ 1式

7. 成果品の権利

- (1) 本業務により作成した成果品の著作権、特許権、使用権等の諸権利は、組合に帰属するものとし、組合の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。

なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。

- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

8. その他

- (1) 受注者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた計画を作成し、組合と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- (2) 本業務の実施に関し、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度組合と協議を行い決定すること。
- (3) 本業務のために得た資料、データ、作成した報告書及び組合から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に公開、提供してはならない。
- (4) 組合の個人情報保護条例等の関係法令を遵守すること。